〇 室蘭市子ども医療費助成条例 新旧対照表

(昭和48年条例第13号)

後

(定義)

前

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当┃第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。

ΙĒ

(1) 子ども

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ る者をいう。

 $(2) \sim (8)$ 略

改

(対象者)

- 第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」 という。) は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 本市に住所を有する子どもであって、医療保険各法に よる被保険者(国民健康保険法第116条の2の規定によ り本市以外の区域内に住所を有する者とみなされた者を除 く。) 又は被扶養者
 - (2) 本市に住所を有しない子どもであって、国民健康保険 法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有 する者とみなされた者
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者 は、対象者としない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 自己又は自己の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) が医療保険各法 (国民健康保険法を除く。)に定める被保険者及び組合員又 は国民健康保険法に定める世帯主である者(現に保護者に 養育されている者その他これに類する者と市長が認める者 を除く。)

(助成の範囲)

第4条 本市は、対象者に係る医療費から対象者が負担すべき一 部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額及び附加給付の額 を控除して得た額を助成する。

(略)

(受給資格証の提示)

第7条 対象者又は保護者は、医療保険各法に規定する保険医療 機関、保険薬局、指定訪問看護事業者又はその他のもの(以下 「医療機関等」という。) で医療に関する給付を受けようとする ときは、当該医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

該各号に定めるところによる。

(1) 子ども

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ る者をいう。

 $(2) \sim (8)$ 略

改

(対象者)

- 第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」 という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 本市に住所を有する子どもであって、医療保険各法に よる被保険者(国民健康保険法第116条の2の規定によ り本市以外の区域内に住所を有する者とみなされた者を除 く。)、組合員、加入者又は被扶養者
 - (2) 本市に住所を有しない子どもであって、国民健康保険 法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有 する者とみなされた者
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者 は、対象者としない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 生計を主として維持する保護者の前年の所得(医療に 関する給付を受ける日の属する月が1月から7月までの間 にある場合にあっては、前々年の所得) が規則で定める額 以上である者

(助成の範囲)

- 第4条 本市は、対象者に係る医療費から対象者が負担すべき-部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額及び附加給付の額 を控除して得た額を助成する。ただし、6歳に達する日後の最 初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日ま での対象者に係る助成(6歳に達する日後の最初の4月1日か ら12歳に達する日以後の最初の3月31日までの対象者に係 る助成のうち入院及び指定訪問看護に係るものを除く。) にあっ ては、当該対象者の属する世帯員全員が市町村民税非課税者に 限り、助成する。
- 2 (略)

(受給資格証の提示)

第7条 保護者は、医療保険各法に規定する保険医療機関、保険 薬局、指定訪問看護事業者又はその他のもの(以下「医療機関 等」という。) で医療に関する給付を受けようとするときは、当 該医療機関等に受給資格証を提示するものとする。